

平成 26 年 5 月 15 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者の指定を行う。

記

区外指定地域密着型サービス事業者

事業所が所在する保険者との協議の結果、練馬区が利用を認めた被保険者に限る条件付きの指定を行う。

本件は、当該事業者を事業所所在地の保険者が地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）として指定したことに伴い、練馬区被保険者の利用にあたり、新たに指定するものである。

【ユニット型地域密着型介護老人福祉施設】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日
特別養護老人ホーム 転生園	沖縄県島尻郡 八重瀬町字安里 670	社会福祉法人 転生会	16 名	平成 26 年 4 月 1 日

※ 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）
定員が 29 人以下の特別養護老人ホーム。